

安平町国民健康保険と 後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたことにより会社等を休み、給与等の全部または一部を受けることができない場合、傷病手当金を支給します。

また、適用期間が令和2年12月31日(木)まで延長となります。

対象者

以下の要件を全て満たす方

- ①安平町国民健康保険の被保険者または北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ②給与等の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたことにより労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間に給与等の全部または一部を受けることができない方

支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2 / 3

×労務に服することができなかった日数(待機3日間を除く)

適用期間

令和2年1月1日(水)から12月31日(木)の間で療養のため労務に服することができない期間

申請方法

申請には支給申請書のほか、事業主の証明書、医師の意見書が必要となりますので、申請の際には事前にお電話でご相談いただきますようお願いいたします。

申請期限

令和3年3月31日(木)まで

問合せ

健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072

『らくらく健康ヨガ』のお知らせ

肩こりや腰痛を和らげるスッキリヨガや初心者でも簡単に楽しめるヨガを楽しみませんか？

日程

10月23日(金) ①10時15分～11時45分 ②13時30分～15時

対象者

一般町民、親子20名

場所

早来町民センター

内容

ヨガ教室(初心者OK)

参加費

無料

持ち物

ヨガマットまたは大判バスタオル、汗拭きタオル、飲み物

締切日

①・②: 10月22日(木)

循環バスをご利用の方へ

本教室は教育委員会社会教育グループの健康寿命延伸事業の一環として実施するため、循環バスをご利用される場合は無料バスチケットを配布します。お申し込みの際にお知らせください。

問合せ・申込み

安平町教育委員会社会教育グループ ☎ 7036

